



東三河5市・湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る自治体間連携について

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市（東三河5市）が、令和4年5月から締結している「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」に、令和6年10月から湖西市が新たに加わります。

この協定は、制度利用者が転出入した際の宣誓手続きを簡素化するものです。

これにより、東三河5市・湖西市でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度利用者が安心していきいきと生活できることを目指します。

◆協定名

パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る自治体間連携に関する協定

◆協定による手続きの開始日

令和6年10月1日（火）

◆主な連携事項

制度利用者が東三河5市・湖西市間で転出入した際の手続きの簡素化

（1）転入先の市への宣誓手続きにおける一部添付書類の省略

（2）転出元の市への宣誓書受領証等の返還手続きが不要

※手続きイメージは別紙のとおりです。

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして日常生活で協力し合うことを誓う2人の関係や、その2人の一方又は双方の子をはじめとする家族の関係について宣誓されたことを市が証明する制度です。

《メディアの方へ》

- ☐ 取材をお願いします。
- ☐ 事前告知をお願いします。
- ☒ 情報提供をします。

《発表種別》

- ☐ 記者会見発表資料
- ☐ 記者会見情報提供資料
- ☒ 随時

《問い合わせ先》

所属名 市民課
連絡先 053-576-1213
担当者 小林、松井